

## 埋もれた大宮びとの横顔

— 羨・まじない・庄園の木簡 —

後期展示木簡

展示期間

前期 平成三十一年四月八日(月)―四月十七日(水)

後期 四月十八日(木)―四月二十六日(金)

\*木簡は二期に分けて展示します。

藤原宮跡からは、現在一万六〇〇〇点以上の木簡が出土している。今回は、今年一月に『藤原宮木簡四』として報告した五二九点の木簡から、二点を厳選し、前期に一九点、後期に二点の木簡を展示する。

後期に展示する木簡は、平安時代初期に藤原宮故地の庄園で作成された帳簿である。藤原宮や京の跡地は、遅くとも奈良時代半ばから後半頃までに条里制地割が施行され、耕地化が進んでいたとみられる。奈良時代半ば

には、藤原宮の東南部に高殿庄（橿原市高殿町周辺か）、宮の南方約五〇〇mの地に飛驒坂所（飛驒庄、現在の橿原市日高山周辺）などの存在が知られ、こうした古文書に名をとどめた庄園以外にも、小規模な庄園が点在していたと推測される。木簡にみえる「宮所庄」はその一つとみられ、展示する木簡も、その名を明らかにすることはできないものの、ある庄園で用いられたものであった。

## 20 弘仁元年から二年にかけての庄園の収支簿

(八六号)

(積文は5頁)

長さ九八二mm・幅五七mm・厚さ五mm 七〇二型式

「弘仁元年十月廿日収納稲事」にはじまる大型の帳簿。

弘仁元年は八一〇年。この日に収納された一五〇九束の稲が、翌年二月にかけて支出された状況を、詳細に書き上げたものである。支出の日付は、収納日と同じ弘仁元年十月二十日、同月二十六日、十二月二十五日、翌弘仁二年正月二十六日、および月不明の二十日であるが、いずれも月末近くであり、十一月の日付はみえないものの、概ね毎月の支出をまとめて記したものらしい。月不明の二十日は、記載中に「二月三日」の日付がみえることから、二月とみられる。弘仁元年十月二

十日は新暦の十一月二十日、翌二年二月二十日は同じく三月十八日にあたり、某庄の農閑期の支出を書き上げたものといえる。20は、倉札もしくは倉案と呼ばれ、庄園の管理や経営において実際に使われていた庄園の収支簿とみられる。収入、支出の詳細は、5頁掲載の表を参照のこと。なお、一五〇九束の稲から、米七五石四斗五升を得た（当時の一升は今量の〇・四五升）にあたり、約五〇九三極。

以下、注目される記述を解説する。

「葛木寺」は、表面三段目二行目と裏面七段目二行目にみえる。稲を収納した当日と、二月二十日以降のある日にそれぞれ稲二十束が進上されており、この庄は葛木寺と深い関係に

あった。葛木寺は、聖徳太子創建と伝えられる七寺の一つで、

「葛木臣に賜る」とみえる(『上宮聖徳法王帝説』)。もと高市郡に所在したが、後に平城京左京五条六坊(現在の奈良市南京終町)に遷された。この木簡にみえる寺は、平城京へ遷るより前の高市郡のものと思われる。『続日本紀』に引く歌謡に「葛木寺の前に在るなり、豊浦寺の西に在るなり」(光仁天皇即位前紀)とみえ、奈良県橿原市和田町の和田廃寺がその故地とみられている。和田廃寺の発掘調査により、通称「大野塚」の土壇が七世紀後半に造営された塔跡であること、塔造営以前のほか、奈良時代末から平安時代初期まで、平安時代前半頃とみられる掘立柱建物などを検出しており(飛鳥・藤原宮発掘調査概報)六、延久二年(一〇七〇)の古文書にも「葛木寺田二町九段六十歩」などとみえ、平安時代まで寺地を維持していたことが知られる。

「正倉院」は、表面八段目四行目にみえる。表面八段目には、租(税の一ツ)の納入に関わる経費がまとめて記される。租は所在する郡に収めるため、ここでみえる正倉院は高市郡のものともみられる。その所在地は不明である。「租穀四石五斗四升」の料として、額稲(總首で束ねた稲)「五十六束八把」が用いられ、稲一束から初八升を得ている。糠(額稲を舂いて穀にする作業)は女性九名によりおこなわれており、一人あたり五斗で、五把の功食が当てられている。租穀を納入するための裏、薦四枚を編み、それを縛る縄を作成する人の功食として一束が当てられる。「租穀四石五斗四升」は、おそらくは五斗を一俵に納め(『延喜式』雑式27公私運米条など)、正倉院に運ばれたのであろう。なお読めない文字も残り難解であるが、「正倉院に運び、ならびに」上る日、正倉に出納す。又：食三束□と訓むことができるならば、庄から高市郡の正倉院へ租穀を運び、そして上る日に租穀を正倉に納めるという行為と、「又」以下の読みとれないもう一つの行為に関わる功食として三束余りが計上されていると理解される。そう

であるならば、租穀進上に関わる経費は、正倉院への運搬から正倉への納入まで、一貫して庄園側が負担していることが明らかになる。なお、運搬と進上は同日とも、あるいは別日とも解釈できるものの、納税者が正倉院まで運搬した後、一旦倉下や飯倉などに仮置きし、おそらくは郡内の租穀がまとまった段階の定められた日実際に正倉に収納する、という二段階の手続きを経たのではなからうか。いずれにせよ、以上の記述は、租穀の正倉への収納の手続きが窺われる稀有な史料として評価される。

「宮所庄」は、裏面四段目五行目にみえる。四行目から三行にわたり、「また、奈良に在る馬船ならびに厨子棚板及び歩板等を、宮所庄へ持運ぶ車、引建万呂の六箇日の食ならびに酒料に三束、日別に一升六合の食、また酒は日別に一升」とみえ、運送に従事する「車引」の建万呂が、奈良から宮所庄に往復六日を要して、これらの資材を運んだらしい。「馬船」は、馬漕とも書き、馬の飼料を入れる容器。「厨子棚板」は、調度・書画・食料などを載せる置き棚の棚板。「歩板」は、通行するために物の上に掛け渡した板で、細長い板のことである。「奈良」は、大和盆地北部であるが具体的な場所は不明である。「宮所」は、木簡出土地の周辺に二箇所、小字地名として残る。一箇所は、奈良県橿原市高殿町の藤原宮大極殿跡のある大宮の南東に接する坪で、高市郡路東二大和五条里三十坪にあたる(奈良県立橿原考古学研究所『大和国奈良復原図』一九八二年、No.82)。もう一箇所は、同桜井市大字戒重で、十市郡路東二十三条六里十七坪にあたる(『大和国奈良復原図』前掲、No.77)。木簡出土地点からの直線距離は、前者では東南へ七〇〇m程度、後者では東へ三km余りあり、おそらくは20が用いられた庄とは別のものではあろう。

(釈文は5頁)

長さ八四〇mm・幅五二mm・厚さ六mm 七〇八一型式

大型の帳簿木簡。左右両辺にはともに多数の墨痕が認められ、記載はさらに前後に続いていたとみられる。表面は、墨線や丸く囲む形による抹消、訂正、加筆が著しく、あたかも草案かみえもの、七箇所にみえる合点が、この帳簿が実際に用いられたものであることを示している。裏面の文字は再利用前の削り残りともみられ、このほかにも削り残りの墨痕が所々に残されている。表裏両面に三種類の筆跡が認められるが、20と同筆のものは認められない。

記載内容は、「六年十二月の京上(進)米に関するものであり、欠損部分の前後にも記載は続いている。20とともに出土したことから、「六年」は弘仁六年(八一五)とみられてきたが、出土した井戸の埋没年代が、土器の年代観から九世紀半ばから後半に降るとされ、天長六年(八二九)、承和六年(八三九)、貞観六年(八六四)、元慶六年(八八二)などの可能性も否定できず、特定は困難である。

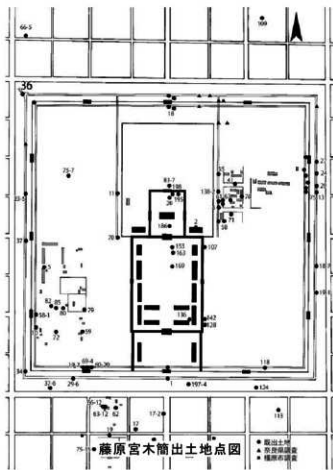
「京上米」とあることから、この庄園主は、平安京もしくははその周辺に居住していたのであろう。京上米は、十二月八日、十八日、二十八日の記載がみえ、このうち十八日はほぼ全文が抹消されている。二十八日分には「東殿」は、庄内の施設とみられ、倉以外の稲の保管施設かと推測される。十八日分は「六十七束」の記載のみを残して抹消し、稲を「豊村宮」に送ったと訂正する。「豊村宮」はほかに史料にみえず、その場所や稲を送った理由も詳らかにしえない。

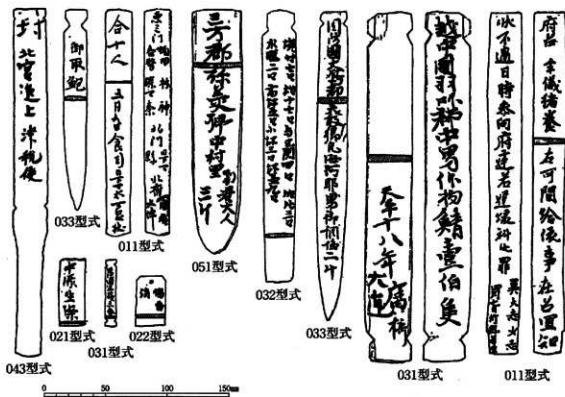
## 木簡出土遺構

井戸SE三四〇〇(展示番号20・21)

SE三四〇〇は、藤原宮跡西北隅

でおこなった第三次調査南区で検出した方形横板組の井戸。SE三四一〇の北岸に接しているが、SD三四一〇の岸が一部埋没した後に造られた。井戸枠の一边は一〇mで、方形の掘方の北側に寄せて、四方に縦方向に溝を切った隅柱を立て、厚い横板を落とし込んでいく。横板は五段、一・一m分が残存している。埋土は暗灰色粘質土一層で、底面に小石を敷く。井戸枠内から、木簡のほか、富寿神宝(弘仁九年(八一八)初铸)、横櫛などが出土した。木簡は二点出土した。20は、上端から約八〇cm下のところに横向き状態で、21は、東北の隅柱に沿って斜めに立ち上がるように埋没していた。





#### 木簡の型式分類とその説明

型式番号は四桁の数字で示し、第一位の数字は時代を示す。五は飛鳥時代、六は奈良時代（藤原官期を含む）、七は平安時代である。

- 一型式 長方形の材のもの
- 二型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 三型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 四型式 小型矩形のもの
- 五型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 六型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 七型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 八型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 一〇型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 一一型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 一二型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 一三型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 一四型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 一五型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 一六型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 一七型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 一八型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 一九型式 削屑

